

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第6号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（環境性能割の納付の方法）</p> <p>第107条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 環境性能割の納税義務者は、次に掲げる場合には、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、申告書の提出を行う際に環境性能割額を納付する場合</p> <p>（種別割の徴収の方法の特例）</p> <p>第107条の12 局長は、納税者が<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、申告書の提出を行う場合には、第107条の10第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課す</p>	<p>（環境性能割の納付の方法）</p> <p>第107条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 環境性能割の納税義務者は、次に掲げる場合には、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、申告書の提出を行う際に環境性能割額を納付する場合</p> <p>（種別割の徴収の方法の特例）</p> <p>第107条の12 局長は、納税者が<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、申告書の提出を行う場合には、第107条の10第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課す</p>

	<p>種別割を法第177条の12の総務省令で定める方法により徴収する。</p>
<p>2 (環境性能割の税率)</p> <p>第103条 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。)</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号イの総務省令で定めるもの</p> <p>(ア) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>a 平成30年ガソリン軽中量車基準(道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準をいう。以下この項において同じ。))で法第149条第1項第4号イ(1)(i)の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第1号において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</p> <p>b 平成17年ガソリン軽中量車基準(道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第4号イ(1)(ii)の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第1号において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>(イ) [略]</p>	<p>種別割を法第177条の12の総務省令で定める方法により徴収する。</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第103条 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。)</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号イの総務省令で定めるもの</p> <p>(ア) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>a 平成30年ガソリン軽中量車基準(道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準をいう。以下この項において同じ。))で法第149条第1項第4号イ(1)(i)の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第1号において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</p> <p>b 平成17年ガソリン軽中量車基準(道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第4号イ(1)(ii)の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第1号において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>(イ) [略]</p>

イ～オ [略]

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準（道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号イ(1)(i)の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第2号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準（道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号イ(1)(ii)の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第2号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) [略]

イ [略]

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第3号において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち

イ～オ [略]

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準（道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号イ(1)(i)の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第2号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準（道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第5号イ(1)(ii)の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第2号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) [略]

イ [略]

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第3号において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち

、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準（道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号イの総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準（道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号イの総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) [略]

イ [略]

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年軽油重量車基準（道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号ニ(1)(i)の総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）に適合すること。

、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準（道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号イの総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準（道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号イの総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) [略]

イ [略]

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年軽油重量車基準（道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号ニ(1)(i)の総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）に適合すること。

b 平成21年輕油重量車基準（道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号ニ（1）（ii）の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

（イ） [略]

エ [略]

2～4 [略]

（中古商品自動車に対する種別割の減額）

第107条の15 [略]

2 前項の規定により種別割額の減額を受けようとする者は、当該年度の種別割の納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、岩手県公安委員会が交付する古物営業の許可証の写し及び一般財団法人日本自動車査定協会が発行する対象自動車の商品自動車であることを証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

（1）～（5） [略]

3 [略]

附 則

（環境性能割の課税標準の特例）

第24条の10 [略]

2・3 [略]

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」

b 平成21年輕油重量車基準（道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号ニ（1）（ii）の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

（イ） [略]

エ [略]

2～4 [略]

（中古商品自動車に対する種別割の減額）

第107条の15 [略]

2 前項の規定により種別割額の減額を受けようとする者は、当該年度の種別割の納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会が交付する古物営業の許可証の写し及び一般財団法人日本自動車査定協会が発行する対象自動車の商品自動車であることを証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

（1）～（5） [略]

3 [略]

附 則

（環境性能割の課税標準の特例）

第24条の10 [略]

2・3 [略]

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」

という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。))又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。))のいずれか2以上を備えるもの(法附則第12条の2の13第4項の総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。))から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第7項までにおいて同じ。)が5トン以下の乗用車(法附則第12条の2の13第4項第1号の総務省令で定めるものに限る。))又はバス(同号の総務省令で定めるものに限る。))(以下この項から第7項までにおいて「バス等」という。))であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号の総務省令で定めるもの(以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。))及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号の総務省令で定めるもの(以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。))のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の13第4項第2号の総務省令で定めるもの(以下この項から第6項までにおいて「車両安定性

という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。))又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。))のいずれか2以上を備えるもの(法附則第12条の2の13第4項の総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。))から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第7項までにおいて同じ。)が5トン以下の乗用車(法附則第12条の2の13第4項第1号の総務省令で定めるものに限る。))又はバス(同号の総務省令で定めるものに限る。))(以下この項から第7項までにおいて「バス等」という。))であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号の総務省令で定めるもの(以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。))及び同条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号の総務省令で定めるもの(以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。))のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の13第4項第2号の総務省令で定めるもの(以下この項から第6項までにおいて「車両

制御装置に係る保安基準」という。)、道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(法附則第12条の2の13第4項第3号の総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第7項までにおいて同じ。)であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(法附則第12条の2の13第5項の総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が平成31年11月1日から平成33年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が平成31年10月1日から平成33年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警

安定性制御装置に係る保安基準」という。)、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(法附則第12条の2の13第4項第3号の総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第7項までにおいて同じ。)であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(法附則第12条の2の13第5項の総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が平成31年11月1日から平成33年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が平成31年10月1日から平成33年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線

報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（法附則第12条の2の13第6項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。」から

逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（法附則第12条の2の13第6項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。」から



350万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの
- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（法附則第12条の2の13第7項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成32年10月31日（バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあっては、平成31年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から175万円を控除して得た額」とする。

8 [略]

（種別割の税率の特例）

350万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの
- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（法附則第12条の2の13第7項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成32年10月31日（バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあっては、平成31年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から175万円を控除して得た額」とする。

8 [略]

（種別割の税率の特例）

<p>第25条 [略]</p> <p>2 次に掲げる自動車に対して課する種別割の税率については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車（以下この条及び次条において「自家用の乗用車等」という。）を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車等にあつては、同年10月1日）から平成32年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の種別割に限り、当該自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成33年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で法附則第12条の3第2項第2号の総務省令で定めるものに適合するもの又は法第149条第1項第2号号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第2項第2号の総務省令で定めるもの</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>第25条 [略]</p> <p>2 次に掲げる自動車に対して課する種別割の税率については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車（以下この条及び次条において「自家用の乗用車等」という。）を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車等にあつては、同年10月1日）から平成32年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の種別割に限り、当該自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成33年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で法附則第12条の3第2項第2号の総務省令で定めるものに適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第2項第2号の総務省令で定めるもの</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>3 (環境性能割の申告納付)</p> <p>第106条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第1項の総務省令で定める様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事</p>	<p>(環境性能割の申告納付)</p> <p>第106条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第1項の総務省令で定める様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事</p>

項を記載した申告書（次条において「申告書」という。）を局長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

(4) [略]

2 [略]

項を記載した申告書（次条において「申告書」という。）を局長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録を受けるべき自動車 当該変更記録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該変更記録を受けたときは、当該変更記録の時）

(4) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は令和2年4月1日から、表3の項の改正部分は道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。